

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十九号）（人事課）

一 趣旨

令和四年十月二十日付けの埼玉県人事委員会の職員の給与についての勧告に基づき、職員の給与を改定するための改正

二 内容

- (一) 給料表を主として若年層について引上げ
- (二) 勤勉手当の支給割合の引上げ

三 施行期日

公布の日。ただし、二(二)の令和五年度以降の勤勉手当の支給割合は令和五年四月一日